

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

道路脇支障枝剪定業務委託

左京区花脊八枳町 主要府道京都広河原美山線

2 業務の目的

左京区花脊八枳町エリアの府道は、広河原方面へ向かう路線バスなどの車両が通行する重要な路線である。一方、山村都市交流の森付近では、一部の山側斜面から樹木の枝が道路側へ張り出しており、離合する路線バスなどの通行車両との接触や、カーブ区間における視距の阻害など、交通に支障を来している。さらに降雨時や冬期の降雪時には枝が垂れ下がることで、これらの状況を一層悪化させている。

このため、本業務では当該箇所の支障枝剪定を実施し、車両通行の安全を適切に確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年 10 月 5 日(月)まで

4 履行場所

左京区花脊八枳町 主要府道京都広河原美山線

山村都市交流の森入り口付近

5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

業務委託延長 約 253m

始点 認定道路花脊7号線交差付近 関電柱 No.広 37 外 2 (写真-1)

終点 関電柱 No.広35G1付近 (写真-2)

写真-1

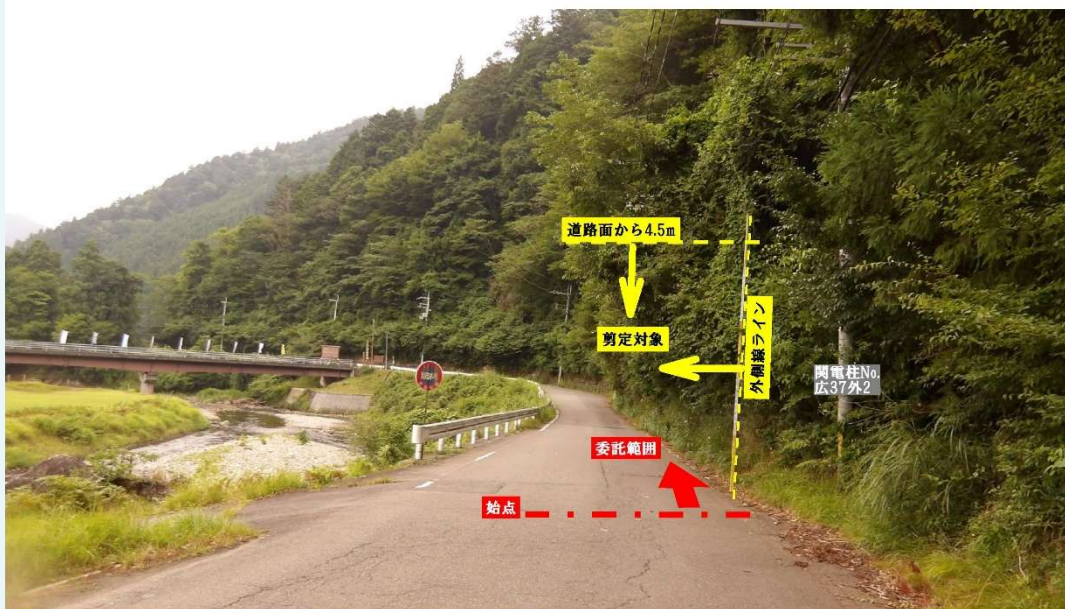
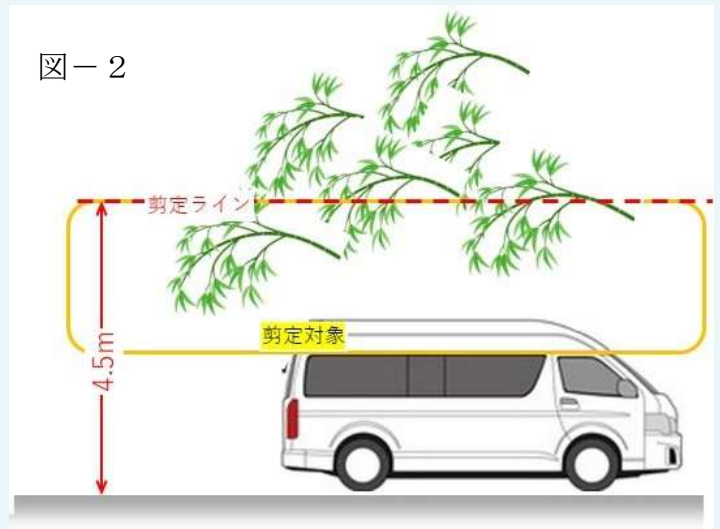
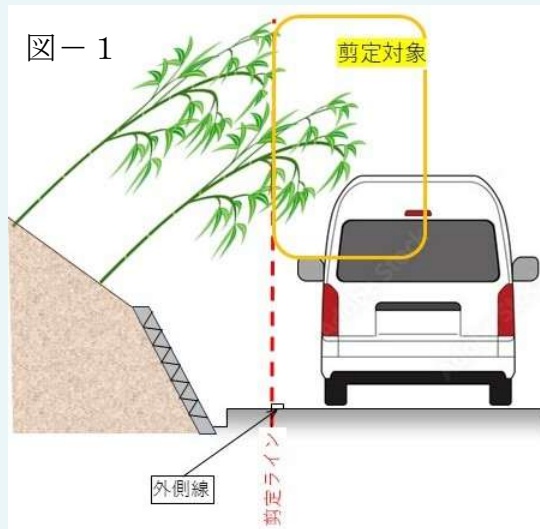


写真-2



6 業務内容

道路西側の擁壁や法面から張り出している支障枝が今回の剪定の対象となる。剪定を行う範囲に関して、道路外側線の山側を境界として、ここから鉛直線上に引いた線より車道側、道路面から 4.5m までの高さとする(図-1・2)。



外側線に関して、一部損耗して見えづらい箇所がある。目安としては擁壁等の法尻から1 m程度の箇所に設置されている。

なお、道路高さ 5.0m には通信用の架線があるため、作業時には損傷させないように十分に注意する。

7 見積項目

剪定等の作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定される。またカーブで見通しが悪い場所もあるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。

- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。
また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 左京区役所花背出張所や地元への周知を行うため、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。変更扱いとはならないが、夏期作業による時間帯変更を求める場合、あらかじめ担当監督員と調整を図ること。

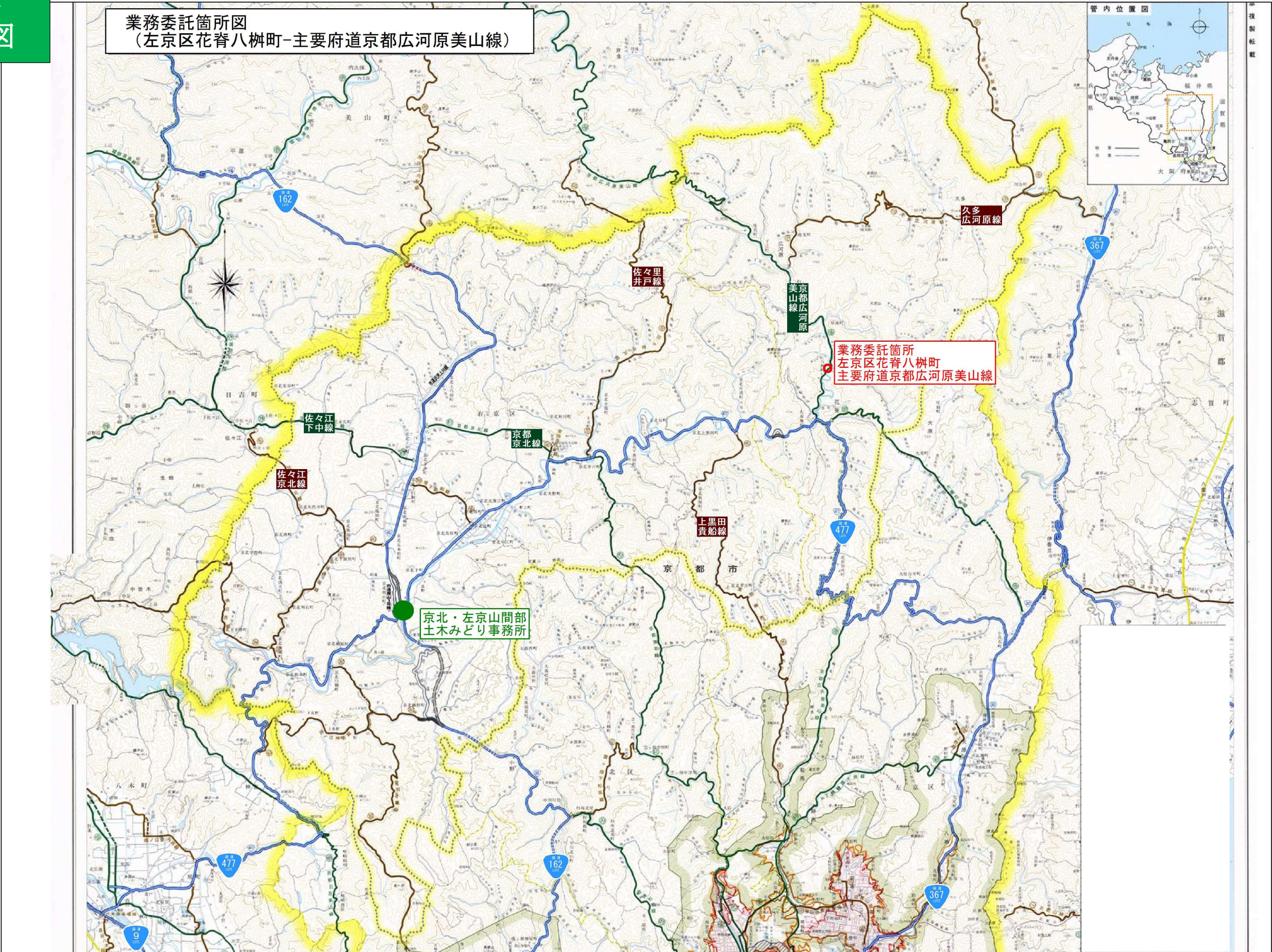
(その他)

- ・ 作業で生じた剪定材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・ 山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g->

[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

全体
位置図



詳細 位置図

詳細位置図

